**福山地区保護司会慶弔規程**

制　　　定　　昭和50年10月 19日

第2次改正　　昭和61年 9月29日

第3次改正　　平成 元年 6月 1日

第4次改正　　令和　3年12月17日

　本会会員及び関係者においてこの規程を適用する該当事項をみる場合は下記によって会長名で

支出し慶弔の誠をつくすものとする。尚，特別の事由ある場合は会長は会計部と合議の上裁量支

出することができる。

|  |  |
| --- | --- |
| 会員慶事（結婚，国家の栄典受賞の場合）  5,000円 | 災害見舞金  火災，水害等の天災地変の場合　3,000円以上  災害程度を勘案してこれを贈る |
| 会員死亡（弔旗を奉掲）・・県保護観察所に連絡　　　　　　　　 5,000円+弔電+弔辞 |
| 配偶者の死亡・・県保護観察所に連絡  3,000円+弔電 |
| 会員家族の死亡（同居，1親等）  3,000円+弔電 |
| 病気見舞金（入院１ヶ月以上又は自宅療養を含み病状その他の勘案の中で適用）  　 　5,000円 | 退任記念品料  （イ）4年から15年　　　　　　　3,000円  （ロ）15年を超えて25年まで　　 5,000円  （ハ）25年以上　　　　　　　　　6,000円 |

地区内の保護司又は配偶者が死亡された場合の事務処理について

１．地区会長又は事務局長宛下記事項を連絡下さい。

２．地区会長又は事務局長は広島保護観察所（082-221-4495）　内線2430

　　企画調整課庶務係に速やかに連絡する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **電　話・口　頭　聴　取　書** | | | | |
| 日時　　令和　　　年　　　月　　　日　午前　　　時　　分　　発  　　　　　　　　　　　　　　　　　　午後　　　　　　　　　受 | | | | 福山地区保護司会 |
| 陳述者  氏　名 |  | 聴取者  氏　名 |  | |
| **要　　　　　旨** | | | | |
| **保護司の死亡について，下記の通り連絡する。**  記  1.保護司名　　　　　　　　　　　　　　（　　　）分会  2.故人の氏名　　　　　　　　　　　続柄（　　　）  3.死亡日時　　令和　　　年　　月　　日　　午前・午後　　　時　　　分（頃）  4.死亡場所（任意）  5.死　　因（任意）  6.通夜日時　　令和　　　年　　月　　日　　午前・午後　　　時　　　分  　　　場所  7.葬儀日時　　令和　　　年　　月　　日　　午前・午後　　　時　　　分  　　　場所  8.喪　　主　　　　　　　　　　　　　続柄（　　　）  9.葬儀の方式　　仏式　　神式　　その他（　　　　） | | | | |